発議案第23号

公団住宅に安心して住み続けられるよう求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成30年9月6日

八千代市議会議長 西 村 幸 吉 様

提出者 八千代市議会議員 林 利 彦 賛成者 八千代市議会議員 山 口 勇 同 木 下 映 実 同 塚 本 路 明

同

同 堀口明子

成

田忠志

提案理由

国に対し、公団住宅の居住者が公団住宅に安心して住み続けられるようにするため、必要な措置を講じることを求める。

これが、本案を提出する理由である。

公団住宅に安心して住み続けられるよう求める意見書

現在、八千代市内には6団地9千5百戸余りの公団住宅がある。公団住宅で暮らす居住者の状況は、昨年9月に全国公団住宅自治会協議会が実施した「第11回団地の生活と住まいアンケート」によれば、世帯主の高齢化が一段と進み、65歳以上の方が68.4%、世帯の収入源も「年金だけ」の世帯が46.3%、収入200万円未満の世帯が34.1%となっており、多くの世帯が公営住宅入居基準の収入層となっていることが明らかになっている。

ところが、公団住宅の家賃は「個別原価主義から市場家賃へ」と変更され、家賃の値上げが繰り返された結果、近隣住宅と同水準の家賃を上回る高家賃となり、「空き家」が目立つ状態になっている。このままでは、継続居住が不可能となる世帯が増加することになり、本市の住宅政策にも重大な影響を与えることになる。現に、市内でも様々な要素から急に空き家が増えた団地は、高家賃で入居者もいないことから「集約対象団地」に指定され、一部集約が進められている。

これまで公団住宅の居住者は、地域の子供や子育て世代、高齢者等、全ての世代が安心して生活できるよう環境を整備し、文化を育み、良好なコミュニティを形成してきた。その居住者の一番の不安は、住み慣れた公団住宅に住み続けたいと思っていても、家賃の値上げや収入の減少により家賃が払えなくなることである。

公団住宅は国の管理下にあり、公営住宅の役割を担っていることから、本市 議会は国に対し、公団住宅の居住者が、住み慣れた公団住宅に安心して住み続 けられるようにするため、下記の措置を講じるよう求めるものである。

記

- 1 公団住宅の家賃を居住者の収入に応じた支払可能な家賃制度とすること。
- 2 都市再生機構法第 2 5 条第 4 項の家賃減免規定を家賃支払困難者に適用すること。
- 3 「セーフティネット法」の受皿として公団住宅の機能を充実させること。
- 4 公団住宅のバリアフリー化を促進し、地域包括ケアシステムで居住環境の 充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月26日

八千代市議会

提出先

内 閣 総 理 大 臣 様

国 土 交 通 大 臣 様